

受領考課制度の成立と展開

寺内浩

【要約】 令制本来の国司考課制度は、国司四等官全員を対象とし、国政全般を評価の基準として行われた。しかし、八世紀末以降、調庸の違期・未進や正税の欠負など、令制本来の地方支配が次第に困難となり、また、国政に関する権限や責務が受領に集中して、任用は国政から疎外されるようになった結果、国司の考課制度も大きく変化し、仁和四年官符を契機として、受領のみを対象とし、調庸・雑米などの財政的な事柄を評価の基準として、責任範囲を任中分に限定した新しい考課制度、すなわち受領考課制度が成立するのである。そして、解由制度の維持が困難となるなかで、天慶八年（九四五）には任中における国内の正税官物の増減の有無も評価の基準に加えられることになった。

しかし、現実には調庸・雑米惣返抄や正税帳などの公文を規定通りに勘済することは困難であったようであり、延喜一五年（九一五）になると受領功過定が始まり、主計・主税寮から大勘文が提出されて、前司の成績との相対的評価でもって考課が行われるようになった。ところが、一〇世紀後半になると現実の貢納を伴わないまま調庸・雑米惣返抄や正税帳などの公文を勘済する受領が増加し、主計・主税大勘文を用いての相対的評価は意味をもたなくなった。その結果、当初と異なり受領功過定の場ではそれらの公文は勘済年限が確認されるだけで、勘解由勘文がそこでの審議の中心となるのである。一方、貢納量の減少により政府は財政構造の再編成を余儀なくされ、最低限必要なものについては率分・齋院禊料などとして、あるいは成功によって確保するようになった。受領功過定での審議項目の増加はこうした政府の財政政策の転換と連関するものである。

史林 七五巻二号 一九九二年三月

はじめに

平安時代の受領といえば、「尾張国郡司百姓等解文」の藤原元命や『今昔物語集』の藤原陳忠など、貪欲な徴税吏の印

象が一般的には強いが、当時の国家財政運営がそうした受領の活動を前提として成り立っていたことから知られるように、受領が平安時代の国家支配に果たした役割は決して小さいものではない。従って、受領についてはさまざまな角度から客観的に検討を加える必要があると思われる。本稿は、こうした受領研究の一環として、受領に対する考課のあり方、すなわち受領考課制度^①について考えてみたものである。

さて、受領考課制度についてはこれまで受領功過定を中心に考察がなされており、その概要はすでに明らかとなっている。ただ、細部については不明の点も多く、さらに検討を加える余地がないわけではない。以下では、従来の研究成果を踏まえつつ、第一章では受領考課制度の成立過程、第二章では受領考課制度の特質及びその展開過程について考えてみたいと思う。検討の結果、受領考課制度の全体像がより明確になれば幸いである。

① 九世紀末に成立する受領を対象とした新しい考課制度を、令制本来の国司考課制度と区別して、受領考課制度と呼ぶことにする。

② 福井俊彦「受領功過定について」(『対外関係と社会経済』、瑞書房、一九六八年)、同「受領功過定の実態」(『史観』八八、一九七四年)、同『交替式の研究』(一九七八年、吉川弘文館)、佐々木宗雄二〇〇。

一 一世紀の受領と中央政府」(『史学雑誌』九六一九、一九八七年)、大津透「摂関期の国家論に向けて」(『山梨大学教育学部研究報告』三九、一九八八年)、梅村喬「日本古代財政組織の研究」(一九八九年、吉川弘文館)など。

第一章 受領考課制度の成立

一 令制の国司考課制度

まず最初に、令制本来の国司考課制度についてみておこう。

考課令内外官条によると、国司の毎年の考課は長官が属官を考して九等第に定め、畿内は一〇月一日までに、外国は朝集使に付して十一月一日までに考文が太政官に送られることになっていた。ただし、国司の長官については、『令集解』

考課令内外官条穴説及び或説に「問、送_レ長官上日行事_二日、注_三善最哉、答、不_レ合_レ注、止注_三上日行事_二耳」、問、八省長官考、及无_三所管_二諸司諸國長官考第、何人之所_レ定、答、依_三下文_二、申_三送官_二後、下_三式部_二、々々校定、色別為_レ記進_レ官、々々三位奏裁、五位量定奏聞、六位以下、省定_三考第_二申送_レ耳^①とあり、国司の長官は「上日行事」だけが報告され、六位以下ならば式部省が考第を定め、四・五位は太政官が量定して奏聞、三位以上は奏裁とされたようである。そして、成選年になると、六位以下は機械的に結階されるが、五位以上は勅授であるから、太政官が考第を定め、結階せずに奏された^②。

考課に際しては、四つの善と「強_三濟諸事_二、肅_三清所部_二」という国司の最が基本となるが、国司の場合はそれに加えて戸口や田地の増減によって考第を昇降することが定められている^③。また、近隣の国司監察のために養老三(七一九)に設置された按察使においては、「在_レ職公平、立_レ身清慎」・「剖断合理、獄訟無_レ冤」・「籍帳皆実、戸口無_レ遺」・「繁_三殖戸口_二、増_三益調庸_二」・「勸_三課農桑_二、国阜家給」・「在_レ官貪濁、処_レ事不平」・「容_三縱子弟_二、諂託公行」・「嗜_レ酒沈湎、耽遊無_レ度」・「逋逃在_レ境、淹滯不_レ歸」・「肆行_三姦猾_二、以求_三名官_二」の一〇ヶ条が「按察使訪察事条」とされており、考課の際の評価基準が国政全般に及んでいたことが知られる^④。

なお、こうした国司の考課に際して重要な役割を果たしていたのが巡察使以下の中央派遣の使である^⑤。このうち巡察使は職員令太政官条の巡察使の注に「掌、巡_三察諸國_二、不_レ常置、応_三須巡察_二、権於_三内外官_二、取_三清正灼然者_二充、巡察事条及使人數、臨時量定」とあり、諸國の巡察が職掌とされているが、具体的には、国司の政迹を監察し、その黜陟を行うことが主要な任務の一つであった。たとえば、和銅五年(七二二)に、以後毎年巡察使を派遣し、国内の豊儉得失を検校させることになったが、その際「凡国司、毎年実_三録官人等功過行能并景迹_二、皆附_三考状_二、申_三送式部省_二、省宜_レ勸_三会巡察所見_二」^⑥というように、国司の報告と巡察使の所見を勘合させている。また、天平宝字二年(七五八)には国司の任期が六年になるが、そこでは「其每_レ至_三三年_二、遣_三巡察使_二、推_三檢政迹_二、慰_三問民憂_二、待_三滿_二兩廻_一、随_レ狀黜陟」とされている^⑦。

このように、国司の考課において巡察使以下の使が果たす役割は大きいのだが、とりわけ、「上日行事」だけが進上さ

れ、考定は式部省や太政官でなされる国司長官の場合は、そうした使の報告が考課に大きく影響したものと思われる。また、戸口・田地の増減や中央貢進物の進未進などは公文を通じて監査も可能だが、国司の任務は多岐にわたっており、しかも都から遠く離れた任地における国司の行状を把握するためには、巡察使以下の使は不可欠の存在であったといえよう。

二 令制の国司考課制度の変化

令制本来の国司考課制度について述べてきたが、総じて言えば、それは国司四等官全員に対し、国内の治政全般を評価基準として行われ、考課に際しては巡察使などの中央派遣の使が重要な役割をはたしていたということになる。ところが、八世紀末以降こうした国司考課制度に変化がみられるようになる。

その一つが、国務に関する権限や責務が受領に集中した結果、考課の対象が受領に限定されるようになったことである。八世紀末になると、正税官物の欠負や調庸の未進が多くなるなど、令制本来の地方政治が次第に困難となるのだが、政府は受領に権限や責務を集中させることによりこれに対処しようとした。たとえば、調庸の未進は、延暦段階では国司史生以上が公靡稲でもって補填していたのだが、仁寿二年（八五二）になると、「雖_レ違_レ式不_レ備、責在_レ奉_レ使_レ之小吏、狎_レ法不_レ勤、罪歸_レ執事之官長」との理由で、未進があれば貢調使を帰国させ、官長とともに未進を催督するとともに公靡でもって弁備し、翌年までに究納しないときは使と官長の公靡一年分を没収することになった。つまり、調庸の貢納責任は受領と使が負い、在国の任用はそれから解放されたわけである。そして仁和四年（八八八）になると、任中の調庸未進があれば受領の解由を拘ずるとし、任用の責任は全く問われなくなった。九世紀中葉以降、受領の貢納責任は次第に重くなるのだが、九世紀末に至ると、「至于不_レ取_レ返抄、不_レ勘_レ公文、則意在_レ長官、責非_レ任用」というように、調庸の貢納責任は受領一人が負うことになったのである。この他裁判権などでも様相はほぼ同じであり、「凡_レ一國興廢、唯繫_レ官長、庶務理乱、非_レ由_レ佐職」とあるように、九世紀を通じて受領はその権力を強めるのに対し、任用は、「任用之吏、政無_レ自由」

とされ、次第に国政から疎外されていくのである。

そして、こうした受領への権力の集中と任用の国政からの疎外は、当然の事ながら国司の考課制度に大きな変革をもたらし、考課の対象は次第に受領に限定されるようになる。

天長元年（八二四）に次のような官符が出されている。

太政官符

一、扱良吏事

右檢右大臣奏狀、你、臣聞、登賢委任、為化之大方、審官授才、經國之要務、今諸國牧宰、或欲崇修治化、樹之風声、則拘於法律、不得馳驚、郡國殄瘁、職此之由、伏望、妙簡清公美才、以任諸國守介、其新除守介、則特賜引見、勸諭治方、因加賞物、既而政績有著、加增寵辱、公卿有闕、隨即擢用、又反絳制宜、勤不為已者、將從寬恕、無拘文法者、依奏。

一、遣巡察使事

右同前奏狀、你、古者分遣八使、巡行風俗、考牧宰之治否、問人民之疾苦、所以宣風展義、善惡違也、伏望、量遣件使、考其治否、依奏。

(中略)

以前意見奏狀、依今月八日詔書、頒下如件。

天長元年八月二十日

前者は、良吏を国司に任じ、政績がよければ加階し、後者は、その国司の治否を考ずるために巡察使を派遣するとしたものである^{①⑦}。九世紀になると、受領への権力集中を背景に、受領に地方政治を一任するいわゆる「良吏政治」が展開されるのだが、そうした受領に良吏の考課方法を定めたものが本官符である。従って、ここで問題にされているのは受領のみ

であり、任用はその対象外である。もちろん、この官符により任用の考課が否定されたわけではないが、受領に対してのみ「其新除守介、則特賜引見、勸諭治方、因加賞物、既而政績有著、加増寵爵、公卿有闕、隨即擢用」といった考課方法が採用されたことは、受領の国政に果たす役割が大きくなるにつれ、国司の考課も受領にのみ焦点が当てられるようになったことを示していると考えられるのである。

二つめは、考課の際の評価基準の変化である。延暦五年（七八六）に国司に対して「量其状迹、随事貶黜」ために出された一六ヶ条の条例^②、あるいは大同四年（八〇九）の觀察使起請一六条^③などは、国司の治政全般に及ぶものであり、従来通り総合的な観点から考課を行おうとしていた様子をうかがうことができる。しかし、その一方で、正税官物の欠負や調庸の未進の問題化とともに、それらの有無でもって褒貶をなそうとする動きがみられるようになる。

・「自今以後、若有未進雜米、無問多少、国司史生已上、皆奪公辭、没為官物、主典已上、並即貶考、專当官者、解却見任」

・「其在外国司、多乖朝委、或未_レ知_レ欠倉、且用_レ公辭、或不_レ畏_レ憲網、肆漁百姓、故今_レ折_レ其_レ姦濫_レ尤著者、秩雖未_レ滿、随_レ事_レ貶降」

・「官仰大藏省、諸国所_レ貢調庸等物、全好濫惡之品、并見進未進、合期過期等事、国別細勘、具録上奏、各期限月後卅日内_レ奏_レ尽、即_レ當_レ随_レ事_レ黜_レ陟、以_レ勵_レ將來、兼_レ下_レ刑部、依_レ法科_レ處_レ」

これらはそれぞれ正税官物の欠負、調庸・雜米の未進を評価の指標にしようとするものである。また承和九年（八四二）には次のような宣も出されている。

右大臣宣、民部省毎年五月七日、所_レ勘_レ申_レ諸国大未進帳小未進帳、著_レ見_レ任_レ国司功過、至_レ可_レ褒_レ貶、堪_レ為_レ証_レ驗、宣_レ令_レ弁_レ官人_レ外記、立_レ為_レ永_レ例_レ者。

承和九年九月廿二日

大外記山代氏益奉^④

このように、八世紀末以降、正税官物の欠負や調庸の未進が政治問題化するにともない、考課に際しては財政的な事柄が次第に大きな比重を占めるようになっていったと考えられる。

そしてこうした結果、後述するように、九世紀末以降調庸・雑米の進未進、正税官物の欠負の有無によって受領の考課が行われるようになるのだが、その前提の一つとして注意しておく必要があるのが巡察使以下の中央派遣の使の停止である。こうした使は八世紀には頻繁に出されていたのだが、天長年間に派遣された巡察使以降は史料上にほとんど姿をみせなくなるのである。先述したように、国司の考課には、正税帳や調庸帳といった公文を通じて知られる国司の成績の他に、巡察使などの使が報告する任地における国司の実際の治政内容が重要な意味をもっていた。とりわけ、任用と異なり、国司の官長は太政官や式部省が考定を行うので、国政の実態を知る上で巡察使などの報告が大きな役割を果たしていたと考えられる。とすると、遣使の停止は、こうした観点からの考課を困難とし、その結果、国司とりわけ官長の考課は国司の治政一般を対象とするものから、公文中心のものへの変化を余儀なくされるのである。遣使の停止には種々の理由が考えられるが、いづれにせよ、財政関係公文を中心とする受領考課制度の成立と中央派遣の使の停止とは密接に関連していたと考えられるのである。

三 受領考課制度の成立

八世紀末以降、令制本来の国司考課制度が次第に変化していくことを述べてきたが、こうした動きを集約し、新しい受領考課制度が成立する上で画期的な意義を有するのが次に掲げる仁和四年七月二三日官符である。

太政官符

応行雜事二条

一、応行雜事前司以往雜事末^三并濟^一拘^二絆後任人^上事

右得^ニ大宰大貳從四位上藤原朝臣保則解狀^一你、管内諸國、調庸未進、租稅未納、及所司勘出、種々雜意、触^レ類繁多、前司分付之日、後司具注不^レ与解由狀^一言上、勘解由使勘判云、前司同任後任、相共并濟者、謹案^ニ勘判旨^一、雖^ニ以往之意^一、各在^ニ時吏^一、而勘判之例、延及^ニ後任者^一、為^レ令^ニ後任之吏兼濟以往之事也^一、而今當時庶務、尚難^ニ營弁^一、往年雜意、何暇究成、靜尋^ニ事理^一、知^ニ吏難堪^一、何者或國司忘^レ身徇^レ國、無^レ有^ニ闕政^一、然而去^レ任之日、猶絆^ニ前事^一、遂使^ニ勤惰相混^一、功過不^レ明、良吏沈滯、職此之由、或國司到^レ任之初、見^ニ旧累難^一可^レ脱、已變^ニ勸^レ王之節^一、還成^ニ顧^レ私之慮^一、望^ニ其清慎^一、亦不^レ可^レ得、今反^ニ覆事意^一、討論利害、与^ニ其空責^一以往之怠、不^レ如^ニ先勸^ニ當時之績^一、望請、國司若有^ニ任中雜務并濟無^レ闕者^一、特寬^ニ以往之意^一、勿^レ令^レ拘^ニ絆其身^一、但調庸租稅、國之大事、其租稅者、元有^ニ徵率之例^一、至于調庸、未^レ必有^レ例、重望、准^ニ租稅徵率^一、以為^ニ當時之務^一、又若有^ニ當時之外^一、更濟^ニ旧事^一及過^ニ徵率分^一者、隨^ニ其功効^一、將^レ進^ニ爵級^一。

一、應^レ進^ニ解由^一吏有^ニ任中調庸雜物未進^一者返^レ却解由事

右同前解狀你、貢^ニ進調庸^一、既有^ニ程限^一、支^ニ度國用^一、最為^ニ大要^一、因^レ茲違期僉惡等之責、職在^ニ格条^一、而或國司類致^ニ未進^一、勸闕^ニ國用^一、至于遷替、適被^ニ放還^一、承前之例、所^レ以知^ニ其有^レ怠猶取^レ解由^一者、為^レ令^ニ後任之吏^一、相代^ニ弁填^一、然而當任之務、每多^ニ擁滯^一、以往之事、不^レ違^ニ兼濟^一、是以調庸未進、逐^レ年猥積、公家支用、臨^レ事闕乏、論^ニ之政途^一、理須^レ乖^レ例、望請、國司進^ニ解由^一之日、若有^ニ任中調庸雜物未進^一者、返^レ却解由、令^レ慎^ニ將來^一。

以前左大臣宣、奉^レ勅依^レ請、自余諸國、亦宜^レ准^レ此。

仁和四年七月廿三日^⑧

この仁和四年官符は、前司以往の調庸未進分の并濟を後司に求めないこと、任中分の調庸の納入を義務づけ、それに加えて率分をうわまわる量を納めたときは加階すること、任中分の調庸に未進があれば解由を返却すること、などを定めたものである^⑨。この官符については、すでに北条秀樹氏が詳細な分析を加えておられるが、受領考課制度の成立との関連で注目されるのは次の三点であろう。

まず第一に、改めて述べるまでもないことだが、ここで問題にされている「前司」、「後任」、「任中」はいずれも受領及び受領の任中を指していることである。このことは、調庸だけでなく例進雑物及び封物が未進の時も解由を返却するとして寛平八年六月二八日官符に、「不_レ受_二任中調庸物返抄_一」諸国官長解由、自今以後、「宜_レ從_二返却_一」とあることから明らかである。故に、加階あるいは解由返却の対象となるのも受領である。

第二は、調庸の進未進が評価の基準とされていることである。加階か解由返却かは調庸の納入状況によって決まるのであり、それ以外の要素はここでは加味されないのである。

第三は、前司以往の未進分と任中分とを切り離して評価するとした点である。任中の成績に従って受領に加階するという方式はすでに先掲の天長元年八月二〇日官符にみえているが、当時は実際には前司以往の未進分の弁済までも課されていたため、「猶_レ緝_二前事_一、遂使_二勤惰相混_一、功過不_レ明」という状況だったのである。そこで、以後受領は任中分についてのみその納入責任を問い、任中分に加えて率分を越える量を納めたときは加階、任中分に満たなければ解由返却としたのである。

先述したように、八世紀末以降、考課の対象は受領に限定されるようになり、また調庸の進未進が考課の際に重要な意味をもつようになるのだが、この官符はそうしたことを制度的に明確化したものである。また、調庸の納入責任を任中分に限定した結果、受領個人の成績が明確になり、従来は「功過不_レ明」だった受領の考課も容易かつ明解になったものと思われる。そうすると、後述するように、一〇世紀以降の受領考課制度は、受領のみを考課の対象とし、財政的な事柄を評価基準とし、そして任中分に責任範囲を限定した点で従来の国司考課制度と大きく異なるのだが、以上のような意義をもつ仁和四年官符は新しい考課制度が成立する上で画期的な役割を果たしていたということになる。すなわち、この官符を契機として新しい国司考課制度、すなわち受領考課制度が成立するのである。^⑧

四 天慶八年宣の意義

仁和四年官符を画期として新しい考課制度が成立したことを述べてきたが、この段階では調庸以下の中央貢進物が評価基準とされており、国内の正税官物はまだそれには含まれていなかった。国内の正税官物がその評価基準に加えられるようになるのは少し時期が下ってからのことである。

さて、解由制度では、任中に欠負が生じた場合にはそれを補填しないと解由状は与えられないので、前司以往の欠負は本来的には存在するはずのないものであった。しかし、現実には重ねての禁令にも関わらず欠負を放置したまま任を離れる国司が少なくなく、そうした雑念は次第に累積化していった。これに対し政府は、先掲の仁和四年官符に「管内諸国、調庸未進、租税未納、及所司勘出、種々雑念、触類繁多、前司分付之日、後司具注不与解由状言上、勘解由使勘判云、前司前任後任、相共弁済者、謹案勘判旨、雖以往之怠、各在時吏、而勘判之例、延及後任者、為令後任之吏兼済以往之事也」とあるように、調庸と同様累積した欠負の弁済を前司だけでなく後司にも求めたようであり、そのため「或国司忘身徇国、無有闕政、然而去任之日、猶糾前事、遂使勤惰相混、功過不明、良吏沈滞、職此之由」となったのである。そして、調庸の場合はこの仁和四年官符により前司以往の雑念の弁済は後司に課されなくなったのだが、国内の正税官物の場合はやや事情が異なっていたようである。

寛平九年（八九七）に次のような官符が出されている。

応立令後司弁済前司時雑念一条例と事

一、国分二寺神社官舎駅家池溝堰堤戎具器仗条

右勘解由使奏状你、謹檢仁和四年七月廿三日格你、（中略）今謹案交替式云、勘解由使起請你、弘仁四年九月廿三日騰勅符你、諸国官舎、正倉器仗等、随被損修理、各立一条例、交替之日、檢校破損、載不与解由状言上、旧人者縁无其勢、不堪修造、

新司者稱_レ非_レ己_レ怠、棄而不_レ顧、稍經_レ年月、弥致_レ大破、自今以後、交替之日、所_レ有破損、宜_レ令_レ後任、早加_レ修造、其料者作_レ差割、留前司主典已上公癖、充_レ之、如无_レ公癖者、徵_レ用私物者、望請、中破以上、隨_レ格徵_レ料、小破之色、後任以_レ備修理者、又同式云、勘解由使起請你、諸國駅家、例多_レ破損、國郡怠慢、曾不_レ修理、自今以後、如有_レ損失、前人造了、然後放還者、檢_レ諸國不與解由状、甲時破損、乙時不_レ作、至於丙丁、猶稱_レ前損、是則不_レ立_レ程限之所_レ為也、望請、前司修造、不_レ改_レ前格、新吏催督、更施_レ新制、仍須_レ言_レ上不與解由状之後、若不_レ令_レ任中造了者、得替之日、拘_レ留解由者、如此式者、前司之所_レ怠、後任必可_レ濟、而抛_レ仁和格、件式停廢、今檢_レ諸國言上不與前司解由状、官舎駅家、器仗戎具、破損无_レ実之色、多少雖_レ殊、无_レ國不_レ有、凡仁和格出之後、官物失者衆矣、何者无_レ実者、物負_レ前司、无_レ煩_レ後任、破損者无_レ所_レ転付、誰能_レ弁濟、如_レ此之事、若為_レ処分者、中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣、奉_レ勅、前件雜怠、載_レ不_レ與前司解由状言上、厥後旧人无_レ勢修理、新司棄而不_レ顧、彼此不_レ勤、誰能_レ濟事、仍承和八年十月十九日頻_レ下_レ敕制、甲時破損、乙時不_レ修、拘_レ其解由、以懲_レ將來、然而徒有_レ科責之名、曾无_レ弁濟之實、何則弘仁格你、中破以上前司輸_レ料、後任修理、承和符你、前司破損、後吏修理、爰後任依_レ格徵_レ料、前司曾无_レ損進、既无_レ料物、何以修理、今須_レ言_レ上不與解由状之後、新司具_レ注_レ支度、申_レ請正税、若无_レ正税不動殺_レ者、省_レ除不急之例用、修_レ造有要之官舎、不得_レ稽延以致_レ倍損、莫_レ必待_レ不與状之報符、徵_レ官物之日限、縱新司修理、弁濟无_レ闕、若前司不_レ輸_レ料物、猶拘_レ解由。

(中略)

以前事条如_レ右、諸國承知、依_レ件行_レ之。

寛平九年四月十九日^⑤

この官符によると、従来官舎正倉等は破損があれば前司が料物を出して後司が修造し、駅家の場合は前司が修造することになっていたが、実際には前司が料物を出さず修造もしないため、破損したまま放置されることが多かったようである。仁和四年官符での指摘と同様、これまでは「前司之所_レ怠、後任必可_レ濟」という方針であったため、破損が修造されないうまま次々に後司へ転付されていたのである。こうしたなかで仁和四年官符が出されたのだが、今度は「官物失者衆矣、何

者无_レ実者、惣負_二前司_一、无_レ煩_二後任_一、破損者无_レ所_二転付_一、誰能_レ弁済」となつてしまつた。そこで、この寛平九年官符が出され、今後は正税を使って後司が修造することになつたのである。ところが、延喜二年になるとこの寛平九年符が否定され、再び仁和四年官符以前の方式が復活する。そうすると、「徒有_二科責之名_一、曾无_二弁済之実_一」、「後任依_レ格徴_レ料、前司曾无_二填進_一、既无_二料物_一、何以修理」という仁和四年以前の状態に再び戻るわけであり、前司から後司へ修造されないまま破損が転付され、累積化していったと考えられるのである。

このように、国内の正税官物の場合は、調庸と異なり、仁和四年官符が出されて以降も前司以往の雑念の補填が後司に課され、さらにそれらは補填されないまま次々に後司へと転付されていったのである。^⑤

こうしたなかで、天慶八年（九四五）正月、勘解由勘文の勘申が勘解由使に命じられ、勘解由勘文が受領功過定の場での審議対象となる。

応_レ勘_二申諸国不与解由状実録帳_一事

右左中弁小野朝臣好古伝宣、右大臣宣、奉_レ勘、諸国受領吏進_二解由_一之輩、其不与解由状実録帳所_レ注正税不動殺并繡等之欠、宣_二下_三知勘解由使_一、毎年十二月廿日以前勘_二申_一之、立為_二恒例_一者。

天慶八年正月六日

左大史御船江奉^⑥

受領功過定の場での勘解由勘文の具体的な審議方法については後述するが、そこでは正税官物の赴任時の受領数と交替時の分付数とが比較され、任中において正税官物に欠負を生じさせなかったか否かを中心に功過判定がなされた。つまり、前司以往の欠負は切り離され、任中における正税官物の欠負の有無のみが問題とされたのだが、^⑦ そうするとこうした考課方法が先にみた仁和四年官符における調庸のそれと同趣旨のものであることははや明らかであろう。これまでは前司以往の欠負の弁済まで負わされていたため、その考課は「勤惰相混、功過不明」であつたが、これ以降は任中の欠負についてのみその責任が問われるようになり、その結果、国内の正税官物についても受領の成績及びその考課はより明確かつ

容易になったと考えられるのである。

このように、天慶八年宣により調庸以下の中央貢進物だけでなく国内の正税官物も考課の際の評価基準に加えられるようになったわけであり、ここに受領考課制度は一つの完成された形をとるに至るのである。

- ① 同条義解説では、「凡注考官人、不定ニ自身考第、具録善最功過、申送官司」となっている（釈説もほぼ同じ）。
- ② 野村忠夫『律令官人制の研究』第一編第二章第一節（吉川弘文館、一九六七年）。
- ③ 考課令善条、同最条、同国郡司条。
- ④ 『純日本紀』養老三年七月庚子条、『類聚三代格』養老三年七月一日按察使訪察事条。その他、延暦五年（七八六）の太政官奏では、「撫育有方、戸口増益」・「勸課農桑、積実倉庫」・「貢進雜物、依限送納」・「肅清所部、盜賊不起」・「剖断合理、獄訟無冤」・「在職公平、立身清慎」・「且守且耕、軍糧有備」・「辺境清肅、城隍修理」及び「在官貪濁、処事不平」・「肆行姦猾、以求名譽」・「吹遊無度、擾乱百姓」・「嗜酒沈湎、廢闕公務」・「公節無聞、私門日益」・「放縱子弟、請託公行」・「逃亡数多、克獲数少」・「統撰失方、戍卒進命」の各八条をあげ、前者のうち二条以上にあれば「五位已上者量事進階、六位已下者、擢之不及、授之五位」、後者は一条以上にあれば「解却見任」としている（『純日本紀』延暦五年四月庚午条）。
- ⑤ 按察使、観察使なども同様の任務を帯びている。なお、巡察使については、林陸郎「巡察使の研究」（同『上代政治社会の研究』、吉川弘文館、一九六九年）を参照した。
- ⑥ 『純日本紀』和銅五年五月乙酉条。
- ⑦ 『純日本紀』天平宝字二年一〇月甲子条。
- ⑧ 原田重「国司連坐制の変質についての一考察」（『九州史学』一〇、一九五八年）、泉谷康夫「受領国司と任用国司」（『日本歴史』三二六、一九七四年）、北条秀樹「文書行政より見たる国司受領化」（『史学雑誌』八四一六、一九七五年）、梅村喬はじめに註②前掲書、拙稿「受領制度成立過程の一考察」（『愛媛大学人文学会創立十五周年記念論集』所収、一九九一年）など。
- ⑨ 『延暦交替式』延暦一四年七月二七日官符。
- ⑩ 『貞徳交替式』斉衡二年五月一〇日格所引仁寿二年四月二日官符。ただし、未進の補填については斉衡二年（八五五）に延暦一四年制に復している。
- ⑪ 『類聚三代格』仁和四年七月二三日官符（後掲）。
- ⑫ 『類聚三代格』寛平九年四月一日官符。
- ⑬ 長山泰孝「調庸違反と対国司策」同『律令負担体系の研究』、瑞書房、一九七六年）。
- ⑭ 『類聚三代格』元慶三年九月四日官符。
- ⑮ 『類聚三代格』寛平八年九月五日官符所引寛平七年七月二日官符。
- ⑯ 『類聚三代格』天長元年八月二日官符。
- ⑰ 『類聚国史』卷九九天長四年正月癸未条に巡察使の奏状による叙位のことが見えている。
- ⑱ 佐藤宗諱『平安前期政治史序説』第一章（東京大学出版会、一九七七年）。
- ⑲ 「諸国守介」とあるのは、守が遙任の時は介が受領となるためである。

- る。
- ②① 天長五年（八二八）に近江権大掾の安倍安仁が任国での治績により叙位された例がある（『三代実録』貞観元年四月二三日条）。しかし、任用の国政からの疎外が進むにつれ、任用を考課の対象外とする傾向は次第に強まったと考えられる。
- ②② 『統日本紀』延暦五年四月庚午条。
- ②③ 『類聚三代格』大同四年九月二十七日官符。
- ②④ 『延暦交替式』延暦一四年七月二十七日官符所引宝龜四年閏一月二十三日官符。
- ②⑤ 『統日本紀』天応元年六月戊子条。
- ②⑥ 『類聚三代格』大同三年正月七日官符。
- ②⑦ 『類聚符宣抄』承和九年九月二十二日宣。
- ②⑧ 『類聚国史』卷一九四天長三年三月戊辰条には、「贈皇后改葬」、「御斎会」、「擲ニ加勢山漕ニ舟飛鳥堰ニ薄」、「可レ召ニ渤海客徒」とともに「七道畿内巡察使」が「雑務行事」にあげられており、巡察使の派遣が大きな負担をとともなうものであったことが知られる。また、政府による国司の統制を緩和し、受領に国政を一任するようになったこともその一因であろう。
- ②⑨ 『類聚三代格』。以後、単に仁和四年官符という場合には、いずれもこの官符を指すものとする。
- ②⑩ その後、任終年の調庸は後司が弁済することになり、また調庸の他に例進雑物や封家の調庸を含めて調庸惣返抄を取得することが義務づけられた（『類聚三代格』寛平二年九月一日官符、同寛平八年六月二十一日官符）。
- ②⑪ 雑米についても同様な措置がとられている（『類聚符宣抄』寛平六年八月四日官符）。ただし、この官符には勅賞規定はみえないが、このころに調庸と同様に任中分あるいはそれに一定量を加えて納入すれば勅

賞を行うことになったものと思われる。

なお、『類聚三代格』寛平六年九月二十九日官符により、正税帳についても同様な措置がとられることになった。ただし、このころになると政府は正税帳を通じて正税の毎年の収支を帳簿上把握しているだけで、任中の正税帳（あるいは正税返却帳）を勘済したとしても、それは任中において正税の欠負がなかったことを必ずしも意味するものではない。後述するように、任中における正税の欠負の有無が明らかにされるようになるのは天慶八年度によってである。

②⑫ 北条秀樹註⑨前掲論文。この官符のもつ意義については氏の論文から多くの教示を得た。

②⑬ 『類聚三代格』。

②⑭ 『公卿補任』の尻付には叙位の理由が数多く記されているが、それらを調べてみると、「治国」「某国功」という注記は九世紀末に初めて見え、一〇世紀になると急増することが知られる。ただし、これ以前に叙位が任国での功績による旨を注記した例がないわけではない。良吏として有名な安倍安仁、藤原保則の二人がそれである。しかし、尻付にみえる彼らの叙位の理由は「褒能治」、「治国勞」であり（『公卿補任』承和五年条、寛平四年条）、九世紀末以降とは明らかに注記方法が異なっている。このように、同じ任国での功績による加階でも、九世紀末以前と以後とは注記のあり方が大きく異なっているのは、そのころになんらかの考課制度の変化、すなわち、受領考課制度成立の画期があったことによるものと考えられる。

②⑮ 『貞観交替式』弘仁一三年八月二十五日官符、承和八年一〇月一九日官符など。

②⑯ 『政事要略』寛平九年四月一九日官符。なお、この官符は別の箇所にも所収されており、そこでは南海道諸国に充てたものとなっているが、内容的にみて南海道に限定して出されたものと考えする必要はない

であろう（福井俊彦はじめに注②前掲書五一七頁）。

③⑥ 『政事要略』延喜二年三月一三日宣符。

③⑦ 前司以前の田租未納分も、延喜一九年（九一九）に正税に準じて率分制が実施されるまでは、「古今勘判、大同小異、或云令見任吏、徵頻率分、或云後司相承、依教徵填者、事分兩端、判非一定」、『政事要略』延喜一九年七月一三日宣符）というように、その徵取方針は一定していなかった。

③⑧ 『政事要略』天慶八年正月六日宣。

③⑨ 従って、前司以往に生じた欠負の責任は問われないのであり、それらを補填すればもちろん功となるが、補填しなくても過とはされない。『北山抄』卷一〇古今定功過例に、次のような事例が載せられている。

第二章 受領考課制度の実態と変化

一 考課手続き

受領考課制度は、令制本来の国司考課制度と異なり、受領のみを対象とした新しい考課制度である。この制度の下での受領の考課は、『西宮記』によると、次のような手続きでもってなされる。

受領勘_レ濟公文_一輩進_ニ申文_一、上卿奉_レ勅下_レ升、々下_ニ寮勘解由使_一、各勘_ニ申功過申文_一^{勘畢、上卿}、勅文外進_ニ大勘文_一、副_ニ官率分破立勘_一、文齋院勘文、并依_ニ上卿仰_一、取_ニ入勘文筥_一、置_ニ参議座_一、参議一兩書_ニ定文_一^{見合一寮}、又参議読_ニ勘解由大勘文_一、有_ニ大弁勘解由長官_一者、專読_レ之、読了議定、注_ニ過之有無_一、奏聞^①。

『北山抄』の記載もほぼ同様であり、それらからすると帰任後の受領の考課は次のような順序でもって行われたことに

伊豆守理明、本願之条、依_レ例分付名帳云々、前状云、依_レ例班給、分_ニ付名帳_一者、代々所_ニ班給_一、今為_ニ返奉_一、款、可_レ有_ニ事定_一云々、然而依_レ非_ニ殊事_一、注_ニ無過_一耳。

前司理明は名帳（里倉負名）でもって後司に分付したのだが、前々司も同様に名帳で分付していたので無過とされたというものである。本来名帳による出挙稲の分付は禁止されているのだが、伊豆国では以前から出挙稲が無実化しており、理明は見稲を受領していないので、名帳で分付しても過とはならなかったのである。

なお、佐々木宗雄氏もこの天慶八年宣により「当該受領のみの責任の範囲」が明確になったとされている（佐々木宗雄はじめに注②前掲論文）。

なる。

(1)公文を勸済した受領が功過申文^③を提出する。(2)天皇の許から上卿に功過申文が下給され、上卿はそれを弁に下して主計・主税二寮と勸解由使に可否を勸申させ、功過申文に続いて奏聞する。なお、これより先、受領の功過を勸録した三司の大勘文が蔵人所に進められる。^⑤(3)功過申文が再び上卿に下給され、公卿は諸司の大勘文によって受領の功過を定める。功過定は、まず参議一人が功過申文と主計・主税大勘文、官破立勘文、斎院勘文とを見合し、もう一人の参議がその結果を定文に記す。次に、さらにもう一人の参議が勸解由勘文を読み、議定の後、過あるいは無過と記し、奏聞する。

そしてこうした審議の結果、任国での成績が評価され、治国と認定されれば勸賞がなされる。『北山抄』によれば、治国数と位階・官職の関係は、「一箇国従上、三箇国正下、以三國功、不叙正下、四箇国四位、五箇国従上、七箇国可レ任^⑥参議^⑦」となっている。

帰任後の受領の考課はこうした手順でなされるのだが、その中心に位置するのは、いうまでもなく(3)の受領功過定である。受領功過定は受領の成績について審議を行う場であり、そこでなされた功過判定に基づいて勸賞がなされるのである。「功課之定、朝之要事也^⑧」といわれるように、受領功過定は重要政務の一つであり、受領考課制度の中核をなすものである。

二 受領罷申

受領考課制度の下での帰任後の考課手続きについてみてきたが、ここで受領罷申について少し述べておきたいと思う。この受領罷申についてはこれまでほとんど注意が払われてこなかったが、受領罷申は帰任後の受領の考課の前提となるものであり、これを踏まえないと先の(1)(2)(3)の手続きの意味は正しく理解できないのである。

受領罷申は、『新儀式』第五^⑨、『西宮記』卷八、『北山抄』卷一〇、『侍中群要』第九などにみえており、『新儀式』には

次のように記されている。

諸國受領、赴_レ任之由、付_レ藏人奏_ニ聞之、隨_レ仰垂_ニ御廉、破人叙位年、件官者不_ニ亦_レ垂_レ也、召_ニ御前、自_ニ仙華門_一參入、候_ニ南廊壁下、伝_ニ宣_レ仰旨、兼賜_レ祿。

このように、受領罷申は受領が赴任の由を天皇に奏し、勅語と祿を賜るといふものだが、注意したいのは勅語の内容である。『侍中群要』第九には次のような『村上御記』が引用されている。

真材記応和元年御記云、上総介国幹申_ニ赴_レ任之由、令_レ仰云、肅_ニ静_ニ部内、兼致_ニ豊稔、隨_ニ其勤状_一將_ニ賞進、即給_レ祿如_レ例、同年阿波守嘉生申_ニ赴_レ任之由、令_レ仰云、彼國久衰弊、若致_ニ興復、兼濟_ニ貢調事、又造宮事無_ニ其怠、隨_レ状可_ニ賞進、給_レ祿如_レ例。

これによると、受領は赴任に際して、部内を肅静し、任國を興復させ、また貢調や造宮の事に怠がなければ賞進するとその勅語を天皇から得るわけである。^⑩

そうすると、帰任後の受領の考課がこれに対応するものであることはや明らかであろう。すなわち、赴任に際して天皇から先のような内容の勅語が下され、それに基づいて受領は帰任後功過申文を提出し、勅賞を求めたのである。

受領罷申が形式的なものではなく、帰任後の考課と密接に関連していたことについては、次のような史料がある。

応和之間、常陸之守為忠、申_ニ請件事、諸卿定_ニ申可_レ被_ニ裁許_一之由、罷申之時、被_レ仰_ニ濟_ニ三年以上事_一者、將_レ加_ニ勅賞_一矣、(中略) 彼為忠者任之時、雖_レ預_ニ加階、昇霞之後、稱_ニ有_ニ先朝宣旨、所_レ被_レ叙也。^⑪

応和年間に亡國である常陸國の守に任じられた為忠が給復を申請して認められ、罷申の時天皇から三年以上を弁済すれば勅賞するとの勅語を得た。為忠は赴任時に加階されていたのだが、帰任後先帝の宣旨があるからといってさらに叙位された、というのが史料の大意である。赴任前と帰任後の二度にわたって加階されるのは異例のことのだが、帰任後の加階の決め手となったのが「濟三年以上事者、將_レ加_ニ勅賞」という罷申の際の「先朝宣旨」なのである。

このように、受領は赴任時に治國を条件として勅賞が約束されており、それを前提に受領は帰任後功過申文を提出し、

「所済功」により勸賞を求めるのである。そして、こうした勸賞申請を受けた天皇は受領の成績について公卿に諮問するのだが、こうした天皇の諮問により受領の成績を審議する場が受領功過定なのである。^⑮

三 受領功過定(一)——主計・主税大勘文——

『西宮記』には先に引用した史料に続いて次のような受領功過定の定文の書様が載せられている。

定文書様

ム人、ム箇

請調庸惣返抄何箇年

前司任終一年、其年

当任何年、其年、合格

雑米惣返抄何箇年

勘済税帳何箇年

前司任終一年、其年

当任何年、其年々、合格

封租抄何箇年

新委不動殺何斛、何斛官符

率分、無欠

齋院祓祭料、無未進

勘解由勘文、無過

年月日

これによると、受領功過定では多くの点について審議がなされていたのだが、ここにみえる項目はいずれも財政関係のものであり、また任中分だけが問題とされているなど、令制本来の考課方法とは大きく異なるものであることは明らかである。ただし、これらの項目はあくまで『西宮記』段階のものであり、後述するように、このうち受領功過定が始まる延喜一五年(九一五)当初からのものは調庸・雑米惣返抄と正税帳のみであり、勘解由勘文は天慶八年(九四五)に、その他はいずれも一〇世紀後半になって審議対象に加えられたものである。以下では、それぞれの項目について検討を加えることにより、受領考課制度の特質とその展開過程について考えてみたいと思う。

調庸・雑米惣返抄、正税帳の審議は、先述したように、功過申文及び合否注文と主計・主税寮の大勘文との見合によってなされる。そして、定文の書様によれば、それらの公文を取得した年限及び合格か否かが上奏されているので、何年分の公文を勘済したかが審議の際に問題とされたことになる。しかし、こうしたいわば絶対的な評価の他にもう一つ別の観点からも審議がなされていた。それは前任者の成績との比較検討である。『北山抄』に「所司勘文、皆勘_三前任功過、謂之多計、久良部、随_三其増減_二所_レ定也_一」^⑬とあるように、主計・主税寮の大勘文には前任者の功過が載せられ、^⑭それとの比較で考課がなされたのである。

A 主計大勘文

主計寮

勘_三前丹波守正四位下源朝臣季房_二歴_三四箇年_一所_レ済功過_上事_二康和六年任

功

請調庸惣返抄四箇年

前司任終一年康和五(中略) 当任三箇年_{長治元二、嘉承元}

雑米惣返抄五箇年_{康和五、長治元二、嘉承元}

前司任終一年康和五 当任四箇年長治元二、嘉承元二

一 勘済公文

大帳十二箇年（中略） 調帳十二箇年同上 朝集帳十二箇年同上 義倉帳十二箇年同上

過

前司任終康和五年雜米抄帳事（中略）

前々司守源朝臣季房歴三箇年（寛治七年任）

功

請調惣返抄三箇年

前司任終一年寛治六 当任二箇年同七、嘉保元

雜米惣返抄三箇年（寛治七、嘉保元二三、已当任）

一 勘済公文

大帳十二箇年（中略） 調帳十二箇年同上 朝集帳十二箇年同上 義倉帳十二箇年同上

過無

右官宣、件季房朝臣、任中所レ済功過、宜ニ勘申者、檢ニ文簿、所レ注如件、仍勘申。

天永 年 月 日 算師息長

修理左宮城判官頭兼大外記助教播磨権介中原朝臣師遠

権少允紀

権少属佐伯^⑧

B 主計寮 合否注文

勘前丹波守正四位下源朝臣季房申文事

請

一 勘済公文

大帳十二箇年（中略） 調帳十二箇年同上 朝集帳十二箇年同上 義倉帳十二箇年同上

右勘済公文ニ合ニ申文一

一 請調庸惣返抄四箇年

前司任終一年康和五 当任三箇年長治元二、嘉承元二

一 雑米惣返抄五箇年

前司任終一年康和五 当任四箇年長治元二、嘉承元二

右調庸雑米惣返抄所レ請合ニ申文一

以前官宣、件季房朝臣申文合否、宜ニ勘申一者、檢ニ文簿、所レ注如レ件、仍勘申。

天永 年 月 日

算師息長

権少允紀

修理左宮城判官頭兼大外記助教播磨権介中原朝臣 権少属佐伯^⑩

Aは主計寮大勘文だが、当任の功過の他に前々司の功過も勘申されており、「件大勘文勘ニ並前任功過」という『北山抄』^⑩の記載を裏付けている。そして、こうした両者の功過の比較検討こそが大勘文勘申の本来的意図であったと考えられる。なぜなら、Bの合否注文を見ればわかるように、取得した公文の年数や合格か否かを知るだけならば合否注文だけで十分間に合うはずだからである。ところが、合否注文に加えて大勘文が勘申されているのはそれ以外の目的があったためであり、Aの大勘文とBの合否注文の内容の相違から、それは前任者の成績との比較を行うことであつたと考えざるをえないのである。

では、なぜこうした二通りの評価方法が存在したかだが、これには受領考課制度成立時以来の判定基準の変遷が深く関

わっていたものと考えられる。そこで、次にこの問題について検討を加えてみたいと思う。

先にみたように、仁和四年官符が受領考課制度成立の大きな画期となっていたのだが、そのころの受領考課制度のあり方については明らかでない点が多い。ただそうしたなかにあつて次の史料は注目に値するものである。

延喜六九廿、播万介澄清参入、召階下一令菅根朝臣給位記、仰云、年来治国大夫等、雖能奉仕皆治二国一五補正下波給与云々、此国近都、而尤為京友、而年来彫弊、無可與復、而勇奉仕^天上治給云々、拜舞退出。^②

これは橘澄清の播磨国赴任時の受領罷申であり、勅語の内容は、年来治国と認められた国が二つないと正五位下は与えなかったが、播磨国は亡弊国なので赴任に際して特別に正五位下に叙するというものである。^②ここから、当時受領罷申がなされるとともに治国二カ国で正五位下という慣行も存在したことが知られ、一〇世紀初頭においてすでに『西宮記』段階とほぼ同様の考課方法がとられていたことがわかる。もっとも、帰任のち勅賞に至るまでの手続きについては不明だが、考課に際しては仁和四年官符以下一連の官符が適用されていたと考えられる。すなわち、任中分に加えて一定分の前司以前の未進填納を行えば勅賞するが、任中分の公文勘済を怠れば解由返却という判定基準で考課がなされていたと推定される。

ところが、「天曆以往、済合格事之者甚少^③」とあるように、当時公文勘済をなすことは容易なことではなく、こうした判定基準はそのころの受領にとつてはかなり厳しいものであった。

延喜九年正月十一日、今年国々多闕、可任之者少^④、因仰勸解由使、勸申未得^⑤解由吏之中、無自犯有^⑥所^⑦解、或雖進^⑧解由、官勘返者勸否、即令公卿定申云々、前例雖未得^⑨解由、有^⑩所^⑪勸者選任、況進^⑫解由者、雖^⑬被^⑭返却、勸済是明、於^⑮任由之有^⑯何妨^⑰也、勸解由所^⑱勸申者六人之中、権長者四人任^⑲之（後略）^⑳

これは、未得解由者はもちろんのこと、解由を得ても公文未勘済だと解由が返却されるため、欠国が多いにも関わらず受領に任ずることができる者がいなくなり、そのため未得解由者や公文未勘済者の中から比較的成績良好の者を受領にし

たというものである。同様の措置は延喜一四年にもとられており、仁和四年官符以下に示された判定基準が多くの受領にとって達成困難なものであり、またそのため旧吏の任用にも支障をきたすようになっていたことが知られる。

こうしたなかで主計・主税寮に対して受領の功過の勘申が命じられる。

應令勘申諸国受領吏功課一事

右右中弁藤原朝臣邦基伝宣、奉勅、諸国受領吏進解由之輩、宜仰主計主税兩寮、毎年十二月廿日以前令勘申其功課、立為

恒例者

延喜十五年十二月八日

左大史錦良助奉^②

これは兩寮に対して受領の功過の勘申、すなわち大勘文の提出を命じたものであり、これにより受領功過定が開始される。そして、先にみたように、大勘文は前司と当任の成績を比較検討するためのものであるから、以後は公文を勘済したか否かという絶対的評価に加えて前司の成績との相対的評価が行われたことになるのだが、これ以降は主に後者の評価方法でもって考課がなされたようである。すなわち、大勘文に載せられた前司と当任の功過を比較検討し、公文を勘済していなくとも前司より成績が良ければ勸賞がなされたのである。たとえば、『北山抄』には「尋延喜天曆旧風、任難濟之國者、雖不請究調庸惣返抄、不勘畢任中税帳、以其所濟勝於前任、多被任要國也」、「所濟雖不合格、若比前任有所勤者、預給官一也」とあり、前司の成績に勝るか否かが勸賞の基準となっていたことが知られる。また、次のような例もある。

(天慶二年)七月二日、(中略)伊勢守繁時依肥後功課叙正五位下、去正月可有此、而依二年調庸惣返抄不請不叙、然而准^③抛前例、今日叙之、又有愁申一也。

この史料は、繁時が一年の調庸惣返抄を得ていないため正月の叙位は見送られたが、約半年後の今日に「准抛前例」して叙位を行ったというものである。仁和四年官符によれば、治国による叙位は任中の調庸惣返抄を得ていない者に対し

てなされるはずのないものだが、実際には、おそらくは前司に較べて成績良好であったため、叙位が行われているのである。④ もっとも、正月に叙位されなかったことは、公文勘済者のみ叙位という原則が一応は存在したことを示すものだが、「准_二掬前例_一」とあるので、現実にはそのころにはすでに公文未勘済者に対する加階は慣例化していたのであろう。

このように、仁和四年官符以下一連の官符に示された判定基準は次第に用いられなくなり、受領に対する叙位・任官は前司の成績との比較によってなされるようになっていくのだが、そうすると、延喜一五年（九一五）に受領功過定が始まった理由はもはや明らかであろう。すなわち、従来の判定基準は現実には達成困難なものであるため、それに加えて前司の成績との比較でもって考課を行うべく始められたのが受領功過定ではないだろうか。受領功過定は、これまでの厳しい判定基準では事実上考課を行うことができないので、前司の成績との比較検討から考課を行うために開始されたものと考えられるのである。⑤ いずれにせよ、延喜一五年（九一五）以降は仁和四年官符以下の判定基準は棚上げされ、前司の成績との相対的評価でもって考課がなされる場合が多くなるのである。

ところが、一〇世紀後半になるとこうした状況は大きく変化する。『北山抄』が「近年之間、勘_二公文_一成_二別功_一之輩、已_レ以_レ済々」、「近代済_レ事之者甚多」⑥ というように、公文勘済の受領が急増するのである。時期はやや下るが、寛仁四年（一〇二〇）の申文には「当時諸国旧吏之所_レ在、都慮八十余人也、但此中勘_二畢公文_一者、五十余人也」⑦ とみえ、半数以上の旧吏が公文を勘済していたことが知られる。⑧

一〇世紀後半になると公文勘済者が増加する理由については別個に考えねばならないが、当時の状況からすれば、調庸などの貢進が順調になされるようになった結果ととらえて考えられない。『北山抄』が「天曆以往、済_二合格事_一之者甚少、是則依_レ実済_レ事、不_レ徴_二非法物_一之所_レ致也」⑨ と述べるように、公文勘済とはいっても実を伴うものであったかどうかは全く疑問なのである。

『北山抄』に次のような事例がみえている。

色代者、当土所_レ无物可_レ申也、往年、或免_二一兩年、雖_三前任免_レ之、後任不_二必免_一、而近代、依_二一任例、數代皆免_レ之、如_二但馬國者、以_三亡弊時例、興復時皆免、以_三絹一疋、濟數疋代、不用布充_三高直濟之、多為_三私利、稱_三之熟國、往年、代始有_三國々色代之定_一、近例、只以_二一任事_一為_三永例、依_三有_レ縁者任_三熟國_一歟。

これは色代に関するものだが、一度受領に有利な措置がとられると、それがこのように前例として引き継がれていくのである。また、給復についても「近年之間、隨_レ申多被_レ許_レ之、公用闕乏、莫_レ不_レ由_レ斯」^③とあり、国司の申請通りに許可される場合が多かったようである。このように、一〇世紀後半以降公文勘済者が増大するのは、受領が種々の手段を講じて合法的に貢納量を減少させ、所司もまたそれを黙認した結果であったと考えられる。公文を勘済したとはいふものの、実際にはわずかな量しか貢進していないのであり、同じ公文勘済でもその持つ意味は一〇世紀前半とは全く異なっているのである。

以上のように、一部の難済国を除き、一〇世紀後半になると公文勘済が比較的容易となるのだが、こうしたことにより判定基準は再び変化する。すなわち、多くの受領が公文勘済を行うようになった結果、前司の成績との相対的評価は有効性を失い、合格か否かという本来の基準が復活するのである。そして、「受領勘_三濟公文_一」^④「諸国旧吏、勘_三畢公文_一」^⑤之後、叙位除目之間、勒_三所_レ濟功課、進_三加階給官申文_一とあるように、公文勘済は功過申文を提出して勲賞を得る必要条件となり、受領功過定の場では公文勘済の年限が確認されるだけで、主計・主税寮の大勘文を用いての審議は意味をなさなくなるのである。^⑥さらに、給官の場合は、公文を勘済したか否かだけでは優劣がつけ難くなり、公文をいかに早く勘済したか、公文勘済の他にどれだけ多くの別功があるかなどが問題とされるようになるのである。^⑦

四 受領功過定(二)——勘解由勘文——

次に、勘解由勘文について考えてみよう。

勘解由勘文は本額条、不動条、交替欠条などからなり、「以下前司交替時受領数与分付後司之数定之、一条読畢、更又見合前後物数等、申其趣、議定後、読次条」とあるように、受領功過定の場ではそれぞれについて赴任時の受領数と交替時の分付数とが比較検討され、その増減に随って過あるいは無過の判定がなされた。そのため、勘解由勘文には、当任と新司の交替時の不与解由状の他に、証帳（状）あるいは前状と呼ばれる前任者と当任の交替時の不与解由状も併せて載せられ、両者を比較しながら審議が行われた。『北山抄』に「欲読前状、先云、多計久良戸」とあるのは、二つの不与解由状が見合されていた様子を示すものである。

先述したように、勘解由勘文が受領功過定の場での審議対象となるのは天慶八年宣によってであり、その審議の特徴は任中において国内官物に欠負を生じさせなかったか否かを中心に功過判定を行っていた点にある。

なお、天慶八年宣が出された事情について、『北山抄』には次のように述べられている。

延長以来、勘解由使、雖進勅奏、教年徒積、不成報符、至于納官封家所々済物、見於二寮勘文、依延喜宣旨進之留国官物、非无二不審、因之天慶八年宣下使局、令勘申正税不動精条、令諸卿定申其功過也。

これによると、延長年間以降勘解由使勘判が下されなくなり、「留国官物、非无不審」のため、正税等について勘解由使が勘申を行い、諸卿がその功過を定めることになったのである。

解由制度の下では、前後司から出された不与解由状を受けて勘解由使が勘判を下し、それに従って前司が填納を行い解由が与えられる。故に、前司が欠負を填納しないまま放還されていたとすると、それは解由制度が形骸化したことを意味するものである。ところが、先述したように、実際には以前からこうした欠負を弁済せずに任を離れる受領が少なくなかったのだが、一〇世紀になると事態はさらに悪化し、「遷代之吏、未填欠負、偏進解由、皆被叙用」というように、受領が欠負未填のまま解由を得、さらにそうした受領が叙用されるようになるのである。これは累積した欠負の弁済を前司だけでなく後司にも求めていたため、欠負を補填して解由を得ることは現実には困難であったことによるものであろう

が、いずれにせよこうした状況の下では勘判を下すことが無意味となり、その結果「勘解由使、雖進_レ勘奏、数年徒積、不成_レ報符」となったのではないだろうか。^⑤しかし、こうしたことは政府にとつては由由しき事態であった。そこで「留国官物、非_レ无_三不審_一」という状態を解消するために天慶八年宣を出し、前司以往の欠負を切り離して任中に国内官物の欠負がなかったかどうかを問題とするようにしたと考えられるのである。すなわち、天慶八年宣は解由制度が従来のままでは維持できなくなったことによるものであり、勘解由勘文とその審議は解由制度の補完的役割を果たしていたということができるのである。^⑥

五 受領功過定(三)——審議項目の増加——

本節では、その他の審議項目について考えてみたいと思う。

封租抄は封戸の田租の納入状況を確認するためのもので、新委不動穀とともに主税勘文に載せられる。但し、この封租抄がいつの時点から審議の対象となったかは不明である。

新委不動穀は、従来の不動穀の減少に対処するため、康保元年官符^⑦によって新たに蓄積が命じられた不動穀である。新委不動穀は官符と別功からなり、前者は受領が毎年確保せねばならない一定量の不動穀であり、後者はそれ以外に受領が任意に貯積した不動穀で、これを行った受領は殊功とされた。新委不動穀の用途は従来の不動穀と同様で、中央政府の命により造営料、臨時行事料、交易雑物料などに使用された。^⑧

率分は、「納官調庸并中男作物交易雑物及年料米等」の年輸料の一〇分の一（のち一〇分の一となる）を合期に進上させたもので、天曆六年九月一日官符^⑨により成立した。これは、調庸などの違期・未進が常態化するなかで、最低限の量の確保を図ったものであるが、その後の応和三年官符には「而頃年不_レ守_三参期_一、多致_三違越_一、僅濟_三率分之法数_一、都忘_三其余之見上_一、倉廩已空、職比之由^⑩」とあり、率分だけを納めて自余は進済されない状況となっていた。なお、率分は主に恒例・

臨時の行事費用に用いられた。^⑨

齋院祭料は賀茂祭関係の料物で、当初は所司から支給されていたが、調庸の納入状況が悪化するにともない、進納が滞りがちとなったため、諸国から直接徴収するようになったものである。この間の事情については、康和三年四月一日の宣旨に次のように述べられている。

康和三年四月十日宣旨云、禊祭料雑物、須臨期日、諸司下宛、而諸司調庸、早不進納、仍年来之間、分配國々、二月卅日以
前、可奉彼院之由、毎年給宣符、爰合期進上、依在麁惡、以隨返却者、不進納之時、勘申功過之日、准諸司例、仰
彼院司、令勘申件雑物進期未進之國、隨其懈怠之狀跡、不預治國之劬資者。^⑩

最後に、別功について少し述べておきたいと思う。別功は特別の功績があったときに記されるもので、先掲の定文の書様には末尾に「此他有別大功者可入」と注記されている。別功は当初から存在したものと思われるが、「近年之間、勘公文成別功之輩、已以済々」とあるように、一〇世紀後半以降別功をなす受領が増加する。これは中央貢進物や正税が不足するにともない、大規模な行事や造営事業などは通常の税収では負担しきれなくなり、成功が数多く利用されるようになったことによるものである。

その他の審議項目についてみてきたが、それらの多くは調庸以下の中央貢進物の進期・未進、あるいは正税の不足と密接に関係していたことが知られたように思う。すなわち、それらは中央貢進物や正税の不足をあるいは補完し、あるいはそれに代わるものだったのである。^⑪

さて、八世紀末になると、中央貢進物の進期・未進や正税の欠負が問題となるが、時代が下るにつれそれはますます深刻化する。九世紀末に任中の調庸・雑米惣返抄を取得したか否かでもって受領の考課を行い、中央貢進物の確保を図ったのはこのような事態に対処するためであった。しかし、一〇世紀の後半になると、先述したように、公文勘済の受領が増加する一方で実際の貢納量は減少の一途をたどった。こうしたなかで政府は新しい施策を打ち出して財政構造の再編成に

のりだしていく。たとえば、その一つが、税収が乏しくなる中で、国家機構を維持するために必要なものは他に優先して確保しようという動きであろう。こうしたことはすでに一〇世紀前半の段階でみられ、延長四年(九二六)には調庸貢進の日に年中祭物料をあらかじめ別蔵に納めよとの宣旨が出されているが、さらに進んで必要分を従来の税体系から切り離し、諸国から直接納入させるようになる。率分、斎院禊祭料などがその例である。この他成功や臨時賦課の増加などさまざまな動きがみられるが、いずれにせよ一〇世紀後半は国家財政の大きな転換期であったと考えられる。そうすると、受領考課制度もこうした動きに対応して変化をとげるわけであり、それが一〇世紀後半以降における受領考課制度での審議項目の増加なのである。

- ① 故実叢書本『西宮記』卷二除目。なお、特にことわりのない限り、『西宮記』はいずれも故実叢書本によるものとする。
- ② 故実叢書本『北山抄』卷三定受領功過事。なお、『北山抄』はいずれも故実叢書本によるものとするが、一部の字句については『藤原公任 稿本北山抄』(二玄社、一九八三年)により補訂を行った。
- ③ 『北山抄』卷三定受領功過事には「加階給官申文」とある。なお、『朝野群載』卷二八に、中原師平が延久四年(一〇七二)に提出した功過申文が収載されている。
- ④ 『朝野群載』卷二八に、天永年間の主計寮合否注文が収載されている(後掲)。
- ⑤ 『朝野群載』卷二八に、天永年間の主計大勘文が収載されている(後掲)。
- ⑥ 卷一〇加階事。
なお、位階と異なり、官職と治國教との間には直接的な対応関係はみられないが、寛弘六年正月一五日の大江匡衡の給官申文に、「右匡衡爲尾張守之時、撫民治國、致合期之勤、有_レ功無_レ過之由、諸卿會議早畢」(『本朝文粹』)とあるように、給官の際には考課の結果が大きな影響を及ぼしていたと考えられる。
- ⑦ 『北山抄』卷一〇勘出事。
- ⑧ 『群書類從』卷八〇公事部。
- ⑨ 『侍中群要』(目録徳衙校訂・解説、吉川弘文館、一九八五年)。
- ⑩ 『新儀式』、『西宮記』では、「諸國受領官奏_二社_一任由_二事_一」(「受領考_二任事_一」)となっているが、内容はほぼ同じである。
- ⑪ 前掲の天長元年八月二〇日官符にも「其新除守外、則特賜_二引見_一、勘_二諭治方_一、因加_二賞物_一」とあるが、帰任後の考課といかなる関係にあったかは不明である。受領の引見がこれ以降継続したか否かは明らかでないが、少なくとも受領考課制度成立以後は受領罷申が恒例化したものと思われる。
- ⑫ 『北山抄』卷一〇罷申事にも「給_二祿之次_一、令_二仰_一隨_二勤可_レ賞之由_一」とある。
- ⑬ 『北山抄』卷一〇臨時申請雜事。
- ⑭ 『朝野群載』卷二八延久四年功過申文。

- ⑬ 受領考課制度における一連の考課手続きが従来の国司考課制度のそれと大きく相違している理由やその意味については、九世紀以降にみられる政務形態の変化全体の中で考える必要があるであろう。
- ⑭ 『北山抄』巻一〇功過定事。
- ⑮ 前任者が公文未勘済の時はその前に公文を勘済した受領の功過を載せる（「前司若不勘公文者、雖越任」勘申勘畢時例、主税寮如し）『北山抄』巻三定受領功過事。次に掲げる天永年間的主計大勘文はその例である。
- ⑯ 『朝野群載』巻二八。
- ⑰ 『朝野群載』巻二八。
- ⑱ 『北山抄』巻三定受領功過事。
- ⑲ 『西宮記』巻八受領赴任事（裏書）。
- ⑳ 罷申時の叙位であり、また亡弊固赴任の際には予め加階する場合がありますので（『北山抄』巻一〇臨時申請雜事）、本文のように解したが、橘澄清は寛平九年（八九七）に伊予介、延喜元年（九〇一）に讃岐権介に任じられ（『公卿補任』延喜一三年条）、この三日前の一七日には「功文」が御前で読まれている（註⑳参照）ので、この時の叙位は兩国での治績が認められた結果とも考えられる。
- ㉑ 史籍集覽本『西宮記』巻三定受領功過によると、除目の際に不与状、功文が読まれていたことが知られる。
- ㉒ 延喜六年正月十一日、除目次、於御前依仰、読下野守高風不与状、同六年九月十七日、除目読讀岐介澄清功文御前。
- ㉓ 橘澄清はこの直後に叙されているので、こうしたことが受領の考課となんらかの關係に思ったと思われるのだが、その詳細は不明である。
- ⑳ 『北山抄』巻一〇給官事。
- ㉔ 『西宮記』巻二除目。
- ㉕ 『西宮記』巻二除目。
- ⑳ 『北山抄』巻一〇給復事。
- ㉖ 『類聚符宣抄』延喜一五年二月八日宣。
- ㉗ 『北山抄』巻一〇功過定事、給官事。
- ㉘ 『貞信公記』天慶二年七月二日条。
- ㉙ 七月の叙位が任中の調府惣返抄を取得した結果であるならば、その旨が記されるはずであるし、また「愁申」の必要もないわけであるから、この叙位は任中の調府惣返抄を得ないままなされたものと考えられる。
- ㉚ 任中の調府惣返抄を得ていないにもかかわらず、伊勢守になっている点にも注目すべきであろう。
- ㉛ 『西宮記』巻二除目（註㉜前掲史料）に「令六卿定申」とあるもので、延喜一五年以前においても個別的、臨時的には仁和四年官符の基準に達しない受領の成績が公卿会議の場で何らかの方法で審議される場合もあったと考えられる。
- ㉜ 『北山抄』巻一〇給官事。
- ㉝ 『本朝統文粹』巻六大江時棟申文（寛仁四年正月一日）。
- ㉞ 長徳元年（九九五）に離任後二年内に公文を完済しないとその子息を叙用しないと（『本朝文粹』巻六長徳三年正月二三日源為憲申文）、また「權記」長徳四年八月一六日条に「抑受領之吏、去任二年之中、不勘公文之輩、不可叙用之由、當時新制也」とあることからすれば、公文未勘済の受領が決して少なくはなかったことも事実である。なお、佐々木氏はこれらの史料から公文勘済が決して容易ではなかった点を強調しておられるが（佐々木宗雄はじめに註㉟前掲論文）、以前の状況との比較では本文で述べたことが事実であろう。
- ㉟ 『北山抄』巻一〇給官事。『政事要略』天曆四年二月一〇日宣には「不勘見納、巧成返抄」とある。
- ㊱ 『北山抄』巻一〇臨時申請雜事。
- ㊲ 『北山抄』巻一〇給復事。

③⑨ 志摩國では、高橋忠信がはじめて四度公文を勅じ、調庸惣返抄を請けたとある(『小右記』正暦四年正月六日条、『北山抄』卷一〇加階事)。また、安房國でも、「延喜以來、彼國守所_レ任、惣卅四人之中、總勅_三畢公文_一者只六人也」とされている(『本朝統文粹』卷六寛仁四年正月一五日大江時棟申文)。従って、こうした國々では主計・主税大勅文を用いての相対的評價が一定度の意味を有していたと考えられる。

④⑩ 仁和四年官符では、調庸を任中分に加えて一定量の未進分を納めれば加階とあるのに対し、先掲の定文の書様や他の史料ではないけれども中分(前司任終年と当任三年分)の惣返抄を取得しただけで合格とされている。この点については、『北山抄』に引用された「依_レ前司身存、不可_レ知_三近年未進_一、於_レ往年者、有_レ免_三調庸未進_一之恩詔、不可_レ申請_三云々」(『北山抄』卷一〇臨時申請雜事)という小槻奉親の意見が参考となる。これは前司以前の未進調庸率分の免除を求める申請に対するもので、近年の未進は前司が生存している限り前司に納入責任があり、往年の未進は免除の恩詔が出されているので免除の申請はすべきでない、とするものである。つまり、奉親の考えでは現実には未進の調庸はほとんど存在しないことになる。もっとも、前司が死去したときは未進調庸率分を納めないといけないのだが、「近代之間、所司合_レ眼、不_レ求_三如此之事_一云々」(『北山抄』卷一〇臨時申請雜事)とあるように、実際には納入を求められることはなかったようである。定文の書様などにおいて任中分だけで合格とされているのはこうした事情によるものと考えられる。

なお、先掲の定文の書様には雜米惣返抄だけ「合格」の注記がみえない。このことについて『北山抄』(卷三定受領功過事)は次のような解説を加えている。

雜米惣返抄下注_三合格_一是有_レ論事也、寛平今檢曰、前司任終年雜米可_レ令_三後司弁請_一云々、而延喜一二年格後符曰、任終年雜米、当任司

可_レ弁請者、然則当々弁濟國、不_レ叶_レ格叶符、仍不可_レ注_三合格_一、若可_レ注_三官符_一歟(中略)西宮抄不_レ注_三合格_一、尤可_レ然歟、越前加賀者、依_三承平_一年符、還如_レ格、依_レ雖_レ注_三合格_一、何難_レ有_レ乎。

④⑪ 『西宮記』卷二除目、『北山抄』卷三定受領功過事。

④⑫ 『北山抄』卷一〇の古今定功過例や撰閱期の日記にみえる受領功過定において、主計・主税大勅文がほとんど問題とならず、次に述べる勅解由勅文が審議の中心となっているのはこうした事情によるものである。また、『北山抄』卷一〇功過定事に、所司の勅文に載せられる前任者の功過について「近代所_レ勅注甚如在也、依_レ所_レ定行、又不_レ體歟」とあるのも同様な事情によるものであろう。

④⑬ 「近代之例、早勅_三公文_一之者為_レ上功、被_レ抽_三賞_一」(『北山抄』卷一〇功過定事)。この結果、同じ公文勅濟者でも、任期内に公文を勅濟した「任中」と、任終後に公文を勅濟した「得替」とが区別されるようになる。

④⑭ 「先可_レ入_レ令_レ與_レ復任國_一之者、合期勅_三公文_一、成_レ別功_一之者」(『北山抄』卷二〇外官除目受領之等)。また、天元三年(九八〇)正月二三日の源順の申文は、「任國功十二箇条」について、「件功、勅雜公文、請_三惣返抄_一、此二箇条之外、皆是_レ別功也」としている。別功については後述するが、一〇世紀後半以降成功が盛行するなかで、こうした別功の有無・多寡が考課の際に重要な意味をもつようになったようである。

④⑮ 公文勅濟者が増加し、また「有_レ過之者、填_三其物_一之後、旧例不_レ賞_レ之、又任中辭退之人、雖_レ濟_三在任年事_一、依_レ不_レ合_レ格、又無_レ勅賞_一、而近代皆被_レ賞_レ之、恩之広也」(『北山抄』卷一〇加階事)とあるように、一旦過とされた者や任中辭退者も勅賞の対象とされるようになった結果、治國と認定される受領の数は次第に多くなつたと考えられる。延喜年間には治國二カ國で正五位下だったのが、『北山抄』では三カ國

で正五位下とされているのは、こうした治國者の増加に対応したものであろう。

④ この他、用残条、動用条、地子条、無符立用条などがあり、その後長保四年（一〇〇二）の新制により神社仏寺が加えられた。また、『江家次第』巻四定受領功課事によると大垣条があったことが知られる。

④ 『北山抄』巻三定受領功過事。

④ 一旦過とされてもその後贖納を行えば過は削られる。

④ 『江家次第』巻四定受領功課事には、参議一人が「読不与状」とあり、「不与状勘解由大勘文是也」との傍書がなされている。また『江家次第』巻四定受領功課事には「先説新司勘状畢請益上卿、申云々ケクラブ、次又説前司証状」とある。なお、『政事要略』永祿元年二月十九日宣には、勘解由勘文について、「而亦写三前後勘陳之状、不明欠負功課之由」のため、以後功課欠負を注進せよと述べられている。

④ 『北山抄』巻三定受領功過事。

④ 『北山抄』巻一〇功過定事。

④ 『政事要略』天慶二年二月一日宣符。

④ 先述したように、未得解由者で成績が比較的優良な者が受領に任じられた例もある。

④ 増淵徹氏は、「勘解由使、雖進勘奏、数年徒積、不成報符」を忠平と醍醐天皇の対立の結果としておられるが（増淵徹「勘解由使勘判抄」の基礎的考察）、『史学雑誌』九五―四、一九八六年）、佐々木宗雄氏が批判されているように、それは解由制度の形骸化を主な要因と考えるべきであろう（佐々木宗雄はじめに註②前掲論文）。

④ 『類聚符宣抄』天曆三年六月一日宣符によると、己分解由を与えた場合には「前司填納已分差帳」を造進し、己分を填納したことが確認されることになっていた。しかし、『北山抄』巻一〇古今定功過例

などから知られるように、実際には任中の意を贖納させないまま後司が前司を放逐する例は跡を絶たなかったようであり、こうしたことが以降においても受領功過定の場での勘解由勘文の審議を必要とした理由であろう。

④ 『江家次第』巻四定受領功課事。

④ 新委不動殿については、渡辺晃宏「平安時代の不動殿」（『史学雑誌』九八―一二、一九八九年）を参照した。

④ 『別聚符宣抄』。

④ 『政事要略』応和三年閏二月二十八日宣符。

④ 率文については、川本龍市「正蔵率分制と率分所」（『弘前大学国史研究』七五、一九八三年）を参照した。

④ 『朝野群載』巻二八。なお、大津透氏は、すでに『西宮記』『北山抄』に功過定の審議対象として畜院禊祭料がみえるので、康和三年は

④ 応和三年または康保三年の誤りではないかとされている（大津透はじめに註②前掲論文）。

④ 『北山抄』巻一〇給官事。

④ 先の定文書様にはみえないが、長保元年（九九九）には修理職から、長保三年（一〇〇一）には殿倉院から、長元元年（一〇二八）には大炊寮から勘文が出されることになり、『朝野群載』巻二八）、治安三年（一〇三三）には相摸人の進不勘文の提出も命じられている（『小右記』治安三年四月二四日条。なお、『朝野群載』巻二八）に収める正蔵率文所以下の諸司の勘文は貢納年限のみを記しており、前司の成績との比較はなされていない。

④ 『近年之間、勘公文成功之輩、已以済々』『近代済事之者甚多』（『北山抄』巻一〇給官事）と述べられた際の「勘公文」「済事」はこれらも含むものと考えられるので、これらの公文を勘済することはさほど困難なことではなかったと思われる。

⑤ 『統左丞抄』治承二年七月一八日官符所引延長四年五月二七日符。

⑥ 大津透はじめに註②前掲論文、同「平安時代取取制度の研究」(『日

本史研究』三三九、一九九〇年)。

おわりに

最後に、本稿のまとめと今後の課題について述べておきたいと思う。

令制本来の国司考課制度は、国司四等官全員を対象とし、国政全般を評価の基準として行われた。しかし、八世紀末以降、調庸の違期・未進や正税の欠負など、令制本来の地方支配が次第に困難となり、また、国政に関する権限や責務が受領に集中して、任用は国政から疎外されるようになった結果、国司の考課制度も大きく変化し、仁和四年官符を契機として、受領のみを対象とし、調庸・雑米などの財政的な事柄を評価の基準として、責任範囲を任中分に限定した新しい考課制度、すなわち受領考課制度が成立するのである。そして、解由制度の維持が困難となるなかで、天慶八年(九四五)には任中における国内の正税官物の増減の有無も評価の基準に加えられることになった。

しかし、現実には調庸・雑米惣返抄や正税帳などの公文を規定通りに勘済することは困難であったようであり、延喜五年(九一五)になると受領功過定が始まり、主計・主税寮から大勘文が提出されて、前司の成績との相対的評価でもって考課が行われるようになった。ところが、一〇世紀後半になると現実の貢納を伴わないまま調庸・雑米惣返抄や正税帳などの公文を勘済する受領が増加し、主計・主税大勘文を用いての相対的評価は意味をもたなくなった。その結果、当初と異なり受領功過定の場ではそれらの公文は勘済年限が確認されるだけで、勘解由勘文がそこでの審議の中心となるのである。一方、貢納量の減少により政府は財政構造の再編成を余儀なくされ、最低限必要なものについては率分・斎院禊祭料などとして、あるいは成功によって確保するようになった。受領功過定での審議項目の増加はこうした政府の財政政策の転換と連関するものである。

本稿は、受領考課制度の成立及びその後一〇世紀後半における展開過程について論じたものである。故に、次には一世紀以降受領考課制度がどのように変容するかが問題となろう。また、本稿は制度面を中心に受領考課制度について検討を加えたものであり、従って、今後は受領の任用・考課の具体的な実態解明を行う必要がある。しかし、これらはいずれも今後の課題とし、ひとまず本稿を終えることにしたい。

（付記） 本稿は一九九一年度文部省科学研究費奨励研究（A）「平安時代における受領国司制度の研究」による研究成果の一部である。

（愛媛大学助教授

）

The Formation and Development of the Efficiency Rating System of Governer 受領

by

TERAUCHI Hiroshi

The original Rituryo 律令 efficiency rating system of local government official 国司 was intended for all four officials 四等官, and its criterion of rating was local administration on the whole. But from the end of 8th century onward the original Rituryo 律令 local administration gradually got into trouble by the expiration and outstanding of Chou-You 調庸 and loss of Shouzei 正税. The power and responsibility concerning government concentrated on Governer 受領, and the other officials were alienated from the government. In consequence the efficiency rating system changed largely. With the promulgation of the official document 官符 of the forth year of Ninna 仁和, a new system of efficiency rating was formed. This so called efficiency rating system of Governer 受領, which was intended for only Governer 受領, made financial affairs such as Chou-You 調庸 and Zoumai 雜米 its criterion of rating and limited the extent of responsibility to the term of office. While continuing the system of Geyu 解由 became difficult, in Tengyou 天慶 8(945) increase and decrease of taxes and other public charges 正税官物 in the province during the term of office was added to the criterions of rating.

But in fact it seems to have been difficult to examine official documents 公文 such as Chou-You Zoumai-Souhensyou 調庸・雜米惣返抄 and Shouzei-Chou 正税帳 according to the rules. In Engi 延喜 15(915) the efficiency rating conference of Governer 受領 started. The documents of Dai-Kanmon 大勘文 were presented by Shukei-Ryou 主計寮 and Shuzei-Ryou 主税寮, and the efficiency rating came to be conducted in relation to the efficiency of former official. But in the second half of the 10th century the Governer, who examined official documents 公文 such as Chou-You Zoumai-Souhensyou 調庸・惣返抄 without real payment, increased, and the relative rating according to Syukei and Syuzei Daikanmon 主計・主税大勘文 became meaningless. As a result, the efficiency rating conference of Governer 受領 consisted of nothing more than confirming the term examination of the documents and Kageyu-Kanmon 勘解由勘文

was put in the center of conference. On the other hand, the government was forced to recongnize its financial stracture owing to the decrease of payment, and secure the minimum sorce of revenue by means of Ritubun 率分 and Saiinkeisairyou 齋院禊祭料 or sale of offices 成功. The increase of items in the efficiency rating conference of Governer was connected with this change of financial policy by the government.

The Political Change of Debate on the Expedition to Korea 征韓論 and the Korean Policy

by

TAKAHASHI Hidenao

Since the second half of the 1970's, doubts have been cast upon the orthodox view about the political change of debate on the expedition to Korea 征韓論, thus stimulating scholars' interest in the subject. This article intends to place this political change justly in the whole frame of the Korean problem.

The Government contained within itself opposing opinions as to the Korean problem since September 1873—the group of Saigō insisted on an expedition to Korea, while that of Ōkubo, Kido, Iwakura and others opposed it; the latter sustained a priority for the inland. In a Cabinet session, however, the group of Ōkubo modified its original stand and shifted to a compromising postponement of an expedition. The aim of this shift was to avoid a break-up with Saigō who got the wrong idea from the Cabinet decision made on August 17 and brooded over it. Nevertheless, this compromise on the part of Ōkubo turned out to be not enough to convince Saigō, and consequently did not avoid a division of the Government and a Political change. Although the group of Ōkubo won the political change, the new government, bound by its own assertion made in the Cabinet meeting, obliged itself to execute an expedition to Korea before long.